

求職者等に対するハラスメント防止の基本方針

1. 基本方針

株式会社横浜シーサイドライン（以下「当社」という。）は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 8 年 10 月 1 日 令和 7 年法律第 63 号）に基づき、すべての求職者の人格および尊厳を尊重し、ハラスメントのない公正な採用活動を行うことを基本方針とします。

2. 求職者等セクハラの定義

当社が雇用する労働者による性的な言動により、採用試験、会社説明会、インターンシップ等に参加する求職者の求職活動等が阻害されることをいう。

3. ハラスメントに該当する行為の例

当社は採用活動において、以下の行為を求職者に対するハラスメントに該当すると捉えています。

- ・業務と関係ない内容（容姿、年齢、婚姻状況、家族構成、恋愛経験等）に関する質問
- ・身体的接触や性的・差別的な発言や冗談
- ・私的な交際や食事への誘い等それに類する行為
- ・SNS アカウントや私的な連絡先を求める行為
- ・面接後に業務上の必要性を伴わない個人的な連絡
- ・立場の違いを背景とした威圧的な言動や人格を否定する行為
- ・妊娠・出産・育児等を理由とした不利益な取扱い

※上記は一例であり、これらに限られるものではありません

4. 相談窓口

当社の採用活動に関して、不安や疑問を感じられた場合は、以下の窓口までご連絡ください。ご相談内容についてはプライバシーに配慮し、相談を理由として不利益な取扱いを行うことはありません。

■総務課庶務係 TEL 045-787-7000

■総務課人事係 TEL 045-787-7013

Mail soumu@seasideline.co.jp ※庶務係・人事係共通

令和 8 年 10 月 1 日

株式会社横浜シーサイドライン
代表取締役社長 菊地 健次